

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年3月23日認可した。

平成23年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市三谷土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）姥懐農道地区
高松市西植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）側西農道地区
”	単独市費補助土地改良事業（農道事業）大竿農道地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）八池地区